



税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<http://zeisou.net/>

第 217 号

令和元年 11 月 1 日

税相だより
発行協力会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



小倉城

小倉城天守閣は、江戸時代末期の1837年に失火により焼失しましたが、1959年に現存の天守閣が再建され、北九州のシンボル、また観光の拠点として、多くの市民や観光客に親しまれてきました。再建60周年を迎えた2019年、展示内容と内装を約30年ぶりに一新し、新たに1階から5階までエレベーターが設置されました。

● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号ベイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779

★ 決算に関する注意事項

Q1. 売上・仕入の計上漏れはありませんか？

- ・請求書や領収書、通帳等との照合、確認をしておきましょう。

Q2. 10万円以上の資産の購入はありませんか？

- ・減価償却資産の購入があれば、税務相談所へ報告しておきましょう。

Q3. 所得税や市県民税等経費にならないものが、経費計上されていませんか？

- ・交通反則金も経費になりません。帳簿の記帳状況を見直ししておきましょう。

Q4. 家事使用分の経費まで計上されていませんか？

- ・決算での家事按分について、今のうちに使用割合を検討しておきましょう。

◎ 今のこの時期に、是非帳簿を見直して決算に備えましょう。



★ 申告時に必要な書類について

【収入について】	◆必要書類等
<input type="checkbox"/> 給与収入がある方	源泉徴収票 ※支給先へ発行依頼して下さい。
<input type="checkbox"/> 生命保険の満期・解約があった方	支払先からの支払明細書 ※支払先より郵送されます。
<input type="checkbox"/> 年金収入がある方	源泉徴収票 ※R2. 1. 中旬以降郵送されます。
<input type="checkbox"/> 生命保険の個人年金収入がある方	支払調書、支払明細書等 ※R1. 11月以降郵送されます。
<input type="checkbox"/> 小規模企業共済の受取があった方	支払決定通知書兼振込通知書 ※支給後郵送されます。
<input type="checkbox"/> 土地・建物等の収用や譲渡があった方	※必要書類が多数ありますので、担当者へ早めに相談下さい。
<input type="checkbox"/> 株の譲渡をされた方	特定口座年間取引明細書等 ※R2. 1月以降郵送されます。
【各控除について】	◆必要書類等
<input type="checkbox"/> 医療費控除を受けたい方	領収書又は医療費の通知書 ※領収書を大切に保管して下さい。 ※高額医療による戻りがある方は、金額のわかるものが必要。
[社会保険料を支払った方]	
<input type="checkbox"/> ・国民健康保険	領収書又は、納付済み額のお知らせはがき、納入済額証明書
<input type="checkbox"/> ・後期高齢者医療保険	※お知らせはがきは、R2. 1月中旬以降郵送されます。
<input type="checkbox"/> ・国民年金及び国民年金基金	社会保険料控除証明書 ※R1. 11月以降郵送されます。
<input type="checkbox"/> ・労働保険料	労働保険料納入証明書 ※R2. 1月以降郵送されます。
<input type="checkbox"/> 小規模企業共済掛金を支払っている方	小規模企業共済掛金払込証明書 ※R1. 11月以降郵送されます。
<input type="checkbox"/> 生命保険料を支払っている方	生命保険料控除証明書 ※R1. 11月以降郵送されます。
<input type="checkbox"/> 地震保険料を支払っている方	地震保険料控除証明書 ※R1. 11月以降郵送されます。
<input type="checkbox"/> 配偶者を扶養している方	※収入がある場合は、源泉徴収票が必要です。
<input type="checkbox"/> 子供や家族を扶養している方	※収入がある場合は、源泉徴収票が必要です。
<input type="checkbox"/> 障害者控除を受ける方	障害者手帳等
<input type="checkbox"/> 寄付金をされた方	税額控除にかかる証明書 ※支払先より随時発行されます。
<input type="checkbox"/> ふるさと納税された方	寄付金領収証明書 ※支払先より随時発行されます。
【住宅借入金について】	◆必要書類等
<input type="checkbox"/> H31 (R1) 年度中に住宅を購入された方	※必要書類が多数ありますので、担当者へ早めに相談下さい。
<input type="checkbox"/> 住宅を購入して2年目以降の方	住宅借入金残高証明書 ※R1. 11月以降郵送されます。
<input type="checkbox"/>	住宅借入金等特別控除申告書(署発行分) ※住宅借入金の申告をした年以降、税務署より郵送されます。

★ 消費税申告について、ご協力をお願いします

令和元年 10 月より、消費税率が 10% に改正され、軽減税率 8% も導入されたため、令和元年度分申告については、各税率別に区分して集計して頂かなければなりません。

各税率別に集計がされていない場合、税務相談所において、消費税の申告書の作成ができませんので、下記記載例を参考に、各税率別に区分し集計するよう、ご協力お願い致します。

【本則課税を選択されている方】

- ①平成 31 年 1 月から令和元年 9 月末日までの取引で、消費税 10% の売上や仕入・経費の支出を B 欄へ記載して下さい。
- ②令和元年 10 月から令和元年 12 月末日までの取引で、消費税 8% の売上や仕入・経費の支出を E 欄へ記載して下さい。
- ③令和元年 10 月から令和元年 12 月末日までの取引で、消費税 軽減税率 8% の売上や仕入・経費の支出を F 欄へ記載して下さい。

令和 年度		課税取引金額計算内訳 (消費税 8%・軽減 8%・10% 取引区分)						事業主名	
科目	1月～9月合計	10%分	修正後(8%)	10月～12月合計	8%分	軽減8%分	修正後(10%)	合計	
	A	B	C (=A-B+E)	D	E	F	G (=D-E-F+E)	H (=C+G+F)	
売上(収入)金額 (雑収入を含む)									
期首商品棚卸高									
売上 仕入金額 (小計)									
期末商品棚卸高									
原価 (差引原価)									
差引金額									
租税公課									
荷造運賃									
水道光熱費									

【簡易課税を選択されている方】

- ①平成 31 年 1 月から令和元年 9 月末日までの取引で、消費税 10% の売上を B 欄へ記載して下さい。
- ②令和元年 10 月から令和元年 12 月末日までの取引で、消費税 8% の売上を E 欄へ記載して下さい。
- ③令和元年 10 月から令和元年 12 月末日までの取引で、消費税 軽減税率 8% の売上を F 欄へ記載して下さい。

令和 年度		消費税 (簡易課税) 売上集計表						事業主名	
	1月～9月合計	10%分	修正後(8%)	10月～12月合計	8%分	軽減8%	修正後(10%)	総合計	
	A	B	C (=A-B+E)	D	E	F	G (=D-E-F+E)	H (=C+G+F)	
第 1 種事業									
第 2 種事業									
第 3 種事業									
第 4 種事業									
第 5 種事業									
第 6 種事業									
計									

☆上記集計表は、各税務相談所に準備しております。お気軽にお問い合わせください。

★ 今年度（H31年度）税制改正について

2019年10月の消費税率引き上げに伴い、住宅ローン控除の特例が創設されました。

●住宅ローン控除等の拡充

住宅ローン控除の期間を3年延長し、住宅等にかかる消費税の引き上げ分（2%分）を上限とした控除が追加で受けられます。2020年末までの間、消費税率10%の適用を受ける住宅の取得等について、住宅ローン控除の期間が10年から13年に延長されました。

併せて「住まい給付金」および「住宅取得等資金に係る贈与税枠の非課税枠」が拡充され、「次世代住宅ポイント制度」が創設されました。

※詳しくは、税務相談所担当者まで、お問い合わせください。

★ 会員紹介キャンペーンについて

お知り合いの方で、帳簿の記帳や、確定申告についてお困りの方がいらっしゃいましたら、是非、税務相談所をご紹介下さい。ご紹介いただいた会員の方へ、心ばかりの御礼も準備しております。よろしくお願い致します。



★ 税務署よりお知らせ

以下の日程で軽減税率制度説明会を開催しますので、是非参加ください。

税務署開催軽減税率制度説明会日程表

受講無料

番号	開催日時		開催場所		主催者	留意事項	連絡先
	日	時間	地番、建物名等	定員			
1	令和元年 12月3日(火)	14:00~15:30	八幡東区平野2-13-1 八幡税務署 5階会議室	50名	八幡税務署	・お電話にて11月27日(水)までに申し込みをお願いします。	八幡税務署 法人課税第1部門 (093-671-6531(代表))
2	令和元年 12月6日(金)	10:30~12:00	門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内 門司税務署 1階大会議室	各 50名	門司税務署	・どなたでも参加できますが、事前登録(開催日の1週間前までに電話)された方を優先とします。	門司税務署 法人課税部門 笠(かさ) (093-321-5831(代表))
3		14:00~15:30					
4	令和元年 12月9日(月)	11:30~12:00	遠賀郡水巻町榎末北1-1-2 水巻町中央公民館 2階視聴覚室	各 70名	若松税務署	・各部とも決算説明会の後に開催します。	若松税務署 個人課税部門 (093-761-2536(代表))
5		15:00~15:30					
6	令和元年 12月10日(火)	11:30~12:00	遠賀郡水巻町榎末北1-1-2 水巻町中央公民館 2階視聴覚室	各 70名	若松税務署	・会場の収容人数の都合上、受講者数を先着70名までとさせていただきます。	若松税務署 個人課税部門 (093-761-2536(代表))
7		15:00~15:30					
8	令和元年 12月12日(木)	14:00~15:30	八幡東区平野2-13-1 八幡税務署 5階会議室	50名	八幡税務署	・お電話にて12月6日(金)までに申し込みをお願いします。	八幡税務署 法人課税第1部門 (093-671-6531(代表))
9	令和元年 12月18日(水)	10:30~12:00	小倉北区大手町13-17 小倉税務署 2階大会議室	各 75名	小倉税務署	・事前登録は必要ありませんが、定員に達した場合、座席をご用意できない場合があります(先着順)。	小倉税務署 法人課税第1部門 (093-583-1331(代表))
10		13:30~15:00					

※ お電話の際は、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。
 ※ 駐車場に限りがありますので、ご来場の際は公共交通機関等をご利用ください。

小倉税務署・門司税務署
若松税務署・八幡税務署

